

川崎市 新型コロナウイルス感染症に
対応した学校再開ガイドライン

川崎市教育委員会
令和2年5月22日

市立学校の再開に向けて

市立学校が3月4日に臨時休業となってから、約3か月が経過しようとしています。この間、保護者の皆さまや子どもたちには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休校や外出の自粛要請にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、5月末日までに国の緊急事態宣言が解除されることを前提としてではありませんが、6月1日から市立学校を再開する準備を始めることとしました。もちろん、宣言が解除されても、新型コロナウイルスの感染リスクがゼロになった訳ではありません。最近よく「アフターコロナ」という言葉を耳にしますが、私たちはその時期を迎えるまで、ウイルスと共存していかざるを得ません。一方で、単に学習が遅れていることに止まらず、伸び伸びと遊んだり、友だちと学び合う機会が無くなるなど学校の臨時休業を続けることによる子どもたちの心身の問題を含めたリスクも顕在化してきています。このような状況の中でありますので、感染リスクを減らす手立てをしっかりと講じたうえで、学校を再開することにしました。

まず、5月下旬から家庭訪問や電話連絡などで子どもたちの状況を把握する準備期間を設けます。その上で、6月1日からは分散登校の期間とし、6月15日から通常登校として給食も再開する予定です。分散登校期間中は、子どもたちの下校時間が通常より早くなる関係で給食がありませんので、ご理解をお願いいたします。中には、「当面は、どうしても感染が心配で学校に行かせたくない」という思いを抱かれる保護者がいらっしゃると思います。そうした場合には欠席扱いにせず、家庭学習の課題を提出していただくなどの柔軟な対応をしたいと考えています。

さらに、夏休みは16日程度、冬休みは10日程度と例年より短縮するとともに、夏休み期間中には各学校で補習等を実施し、臨時休業による影響を取り戻していきます。また、令和5年度までの当初計画を前倒しして今年度中には市立学校の全ての子どもに1人1台のパソコンを用意して、学習環境を整えていく予定です。

学校再開後も、新型コロナウイルス感染症については、通常のインフルエンザより厳しい基準で臨時休業を行うなどして、感染拡大の抑止をしていきます。感染リスクをゼロにはできない中での再開は様々なご意見があると思いますが、子どもたちの学び保障と感染リスクを最小限に抑えることの両立に向け、保護者の皆さまと共に課題を共有しながら、川崎の子どもたちのために最善の選択をしたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月21日

川崎市長 福田 紀彦

市立学校の再開に向けた基本的な考え方

1 基本方針

学校再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、相当の長期間にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図っていくこととする。

2 今後の想定スケジュール

5/25(月)～5/29(金)…児童生徒の状況把握(登校日、家庭訪問、電話連絡等)

6/1(月)～6/12(金)…分散登校期間

6/15(月)～7/31(金)…通常登校(給食有)

8/1(土)～8/16(日)…夏季休業(うち8/3(月)～8/7(金)は各校での補習等、学習補充奨励期間)

12/26(土)～1/4(月)…冬季休業

3 感染拡大防止に向けた主な取組

(1) 換気の徹底、マスクの着用、手洗い等の励行

(2) 発熱等の健康状態の把握、自宅休養の徹底

(3) 学校行事の精選、開催方法の工夫

(4) 異学年交流の見直し

(5) 特別教室の利用抑制(使用する場合は、消毒の実施等)

(6) 給食実施の配慮(配膳時の衛生管理の徹底等)

(7) 学校の臨時休業ルールの策定・運用

⇒児童生徒及び教職員が感染…原則当該校を2週間の臨時休業

⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間自宅待機

(8) 共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒

(9) 部活動の段階的实施、活動方法の工夫

(6月15日(月))を目途に実施可能な活動から段階的に再開) など

目次

1	はじめに	P.1
2	本市における段階的な学校再開（小・中・高・特）	P.2~6
	別紙「高等学校補足資料」	P.7~9
3	保健管理について	P.10~18
	別添1「家庭での健康チェックのお願い」	P.19
	別添2「健康チェック表」	P.20
	別添3「消毒リーフレット」	P.21~22
4	児童生徒の心のケア等に関する事	P.23~26
5	教育活動に関する事	P.27~28
	別紙「給食当番点検表」	P.29~30
6	教育課程編成に関する事	P.31~34
7	学校行事等に関する事	P.35~37
8	教職員に関する事	P.38
9	部活動等に関する事	P.39
10	学校施設開放に関する事	P.40
11	「児童生徒の居場所」及び「わくわくプラザ」について	P.41

1 はじめに

各学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示された「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を踏まえて、臨時休業中における児童生徒の学習指導等について鋭意取り組んでいただいているところですが、この度、緊急事態宣言の解除に伴う学校再開に向けて「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をとりまとめましたので、お知らせいたします。

各学校におかれましては、本ガイドラインを踏まえ、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、感染状況は日々変化していることから、本ガイドラインに示されている内容の実施が困難となった場合には、各学校において児童生徒及び教職員の安全確保を優先し、柔軟かつ適切な対応をとるようお願いいたします。本ガイドラインについても、日々変化する状況に応じて時点更新をしてまいります。

- 「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をとりまとめました。
- 「**段階的な学校再開**」「基本となる**配慮事項**」「**保健管理**に関すること」「**心のケア**」「**教育活動**に関すること」「**教育課程**に関すること」「**行事**に関すること」「**部活動**に関すること」などをまとめております。
- 本ガイドラインに示された内容を実施することが困難となった場合には、**児童生徒及び教職員の安全確保を優先**し、柔軟かつ適切な対応をとるようお願いいたします。
- 今後、学校毎または全市一斉に臨時休業措置をとる可能性があります。その際には、**家庭学習（課題の配付・回収、ICTの活用）へ円滑に移行できるよう検討**を進めてください。
- **日々変化する状況**に応じて、今後、**本ガイドラインを時点更新**してまいります。

2 本市における段階的な学校再開

長期にわたる臨時休業期間で、一人ひとりの児童生徒がそれぞれ様々な不安を抱えながらも、学校生活が始まることへの期待感を抱き、学校再開を迎えます。

本市においては、引き続き、児童生徒の不安の解消に努めることを大切にしながら、児童生徒ができるだけ早期に日常的な生活を取り戻し、安心して学校生活を過ごせるよう、小中学校においては段階的な分散登校、高等学校においては時差登校等、特別支援学校においてはスクールバスの運行の工夫や教室の分散等により学校を再開します。

小・中学校（中高一貫教育校は除く。以下同じ。）の場合

- 第1段階：6月1日から学級在籍人数の半数ずつ（20人以内）の分散登校を開始します。
学校での活動時間を段階的に長くしていきます。
- 第2段階：6月8日から6月12日までの期間内に、少なくとも1日は学級在籍全員で登校をし、翌週からの給食での安全な配膳や食缶の運搬時の混乱が生じないよう、シミュレーションを行います。
- 第3段階：6月15日以降は、出来る限りの感染抑止策等を講じながら、本格的な学校の再開となります。なお、安全な給食の実施のため、昼休み時間の短縮などの工夫が必要となります。

（1）段階的な再開日程

- 5月21日（木）
 - ・国から緊急事態宣言解除の公表
 - ・学校再開に関する市からの公表
- 5月22日（金）
 - ・学校再開ガイドラインの公表
 - ・分散登校日程や方法、感染防止策等の保護者への丁寧な周知
- 5月25日（月）～
 - ・学校再開に向けた学校体制の構築
 - ・登校日等の設定による児童生徒の健康観察等
- 6月1日（月）～ 【小・中学校の場合】
 - ・学校再開 第1段階（6/1～6/5）
1学級20人以内の分散登校で段階的に活動時間を延長
 - ・学校再開 第2段階（6/8～6/12）
1学級20人以内から学級全員への移行
 - ・学校再開 第3段階（6/15～）
本格的な学校再開、給食開始
※出来る限りの感染抑止策等を講じる。

（2）令和2年度の課業日等について

年度	R1			R2								
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月・3月
課業・休業	臨時休業 3/4～5/31			課業期間 6/1～7/31		夏季休業 8/1～8/16 補習等 8/3～8/7	課業期間 8/17～12/25				冬季休業 12/26 ～1/4	課業期間 1/5～3/25

授業日数の考え方

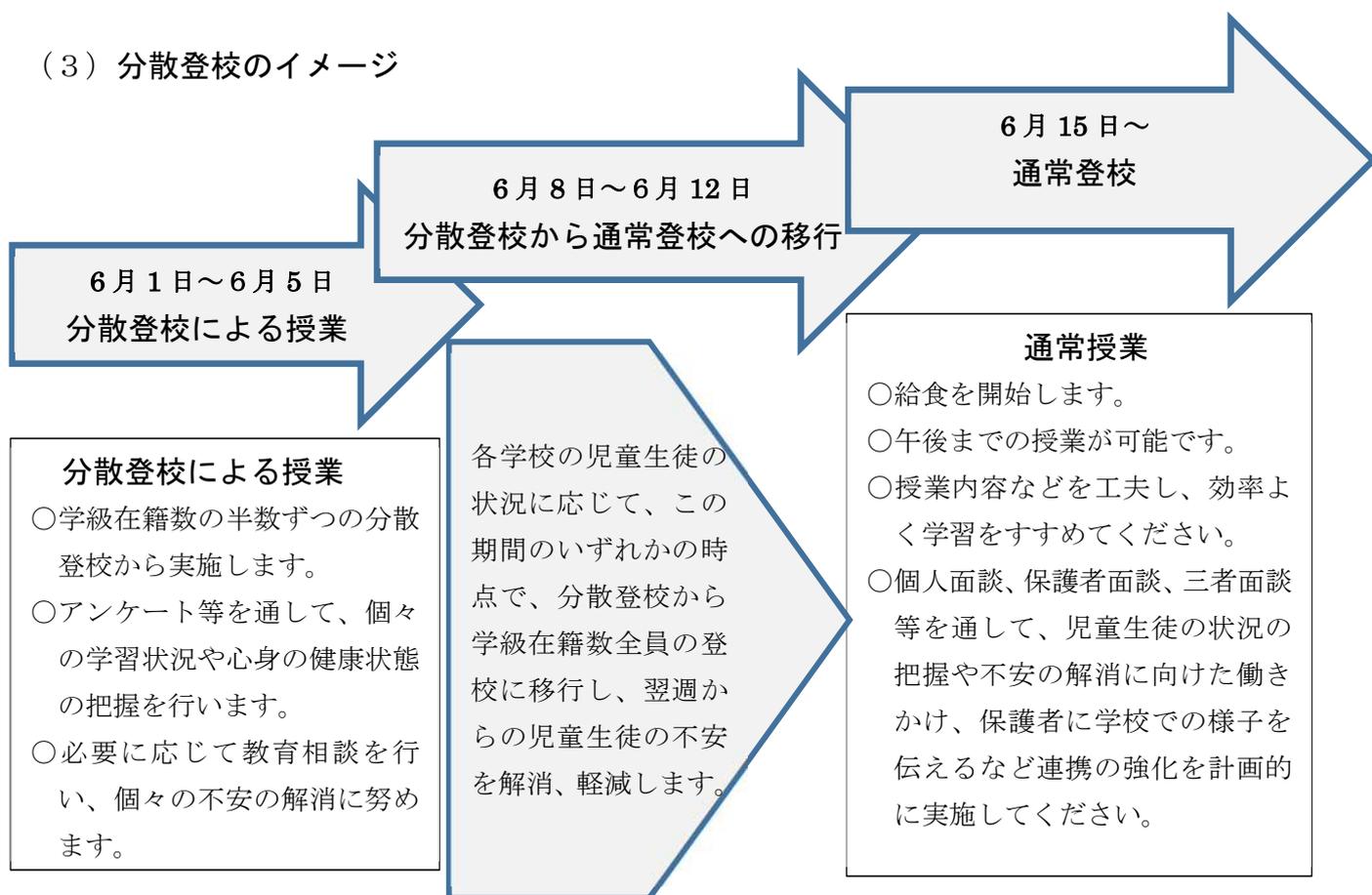
- 夏季休業までの授業日 : 6月1日から7月31日まで
- 夏季休業 : 8月1日から8月16日まで
(8月3日から8月7日までの間を補習等、学習補充奨励期間とします。)
- 前期終業までの授業日 : 8月17日から10月9日まで
- 前期終業 : 10月9日
- 後期始業 : 10月12日
- 冬季休業までの授業日 : 10月12日から12月25日まで
- 冬季休業 : 12月26日から1月4日まで
- 年度末休業までの授業日 : 1月5日から3月25日まで

※ 今年度の市制記念日(7月1日)、かわさき家庭と地域の日(10月12日)は授業日とします。

授業日数 前期 81日 後期 108日 計 189日

※「6 教育課程編成に関すること(3) 教育課程編成にあたって」に再掲載しています。

(3) 分散登校のイメージ



(4) 各校種による学校再開について

- 児童生徒が密集、密接、密閉の3つの「密」の条件が同時に重ならないよう配慮するとともに、児童生徒へのこれらを回避する継続的な指導をお願いします。なお、特別支援学校や特別支援学級等における教員と児童生徒の指導上の必要な接触についてはその限りではありませんが、相互の感染予防については十分に配慮してください。
- 1単位時間(30分、35分、40分等)の工夫については文部科学省通知(R2.4.10 2文科初第87号)に「時間割編成の工夫」として示されており、文部科学省から可能との見解

を得ています。ただし、この取り扱いについては通常授業の再開に向けた暫定的な措置として捉えてください。

- 児童生徒が感染予防を理由に「登校を見合わせる」場合は出席停止としますが、学習課題等の配布等、フォローアップについては配慮してください。その他、出席簿への記載等については「6 教育課程編成に関すること (4) ②出席簿・指導要録への記載」を確認してください。

① 【小学校】【中学校】の場合

段階	再開後	分散等の形態	学校での活動時間
1	6月1日～5日	1学級 20人以内	・活動時間を段階的に延長します。
2	6月8日～12日	1学級 20人以内から 学級全員に移行	・活動時間を前週より延長します。 ・少なくとも1日は学級全員による登校を試行します。
3	6月15日～	通常登校・給食開始	通常

ア 第1、第2段階での分散の例

児童生徒の学級ごとに出席番号を偶数と奇数で分散し、時間差をつけて登校します。

※ 公共交通機関利用者は通学方法・時間について各家庭と個別に相談してください。

イ 第1、第2段階での段階的な活動時間延長の例

段階	日	学級人数	1単位時間	時数
1	6月1日、2日	20人以内	45分	1
	6月3日、4日		30分	2
	6月5日		35分または40分	2
2	6月8日、9日、10日	学級全員	35分または40分	2～3
	6月11日		35分または40分	2～3
	6月12日		35分または40分	3～4

② 【高等学校】の場合

公共交通機関を利用する生徒の多い高等学校及び中高一貫教育校においては、神奈川県教育委員会の示す県立高等学校の再開方針を参考にする形で、時差登校等により、学校を再開します。(別紙補足資料P.7～9参照)

③ 【特別支援学校】の場合

ア 中央支援学校、田島支援学校

段階	再開後	分散等の形態	学校での活動時間	備考
1・2	6月1日～12日	通常及び時差登校、教室の分散	8:30～11:30	スクールバスの運行の工夫
3	6月15日～	上記に加え、給食開始	8:30～14:30	スクールバスの運行の工夫

中央支援学校小学部分教室の第1・第2段階では、隔日登校をする場合があります。

イ 聾学校

公共交通機関利用者が多いことから、概ね【高等学校】に準じます。

④ その他

第1・第2段階において、止むを得ない事情がある場合には、特別教室等を利用して児童生徒の見守りを行ってください。※関連（5）

（5）その他

① 「わくわくプラザ」利用予定の小学校児童への対応について

段階的登校の実施期間における、「わくわくプラザ」の開設時間については、現在（5月22日時点）、所管課と調整中ですが、現時点では、授業終了後から13時まで、対象児童を学校で活動させることを想定したプランを作成してください。

ア 時間（想定）

・授業終了後から13時まで（昼食を含む。）の間を想定します。

イ 活動場所及び留意点

・体育館、多目的室等広めのスペース、パソコン室、校庭等が考えられます。
・手洗いや咳エチケットの励行、換気、一人ひとりの距離の確保等の感染症予防対策を講じます。

ウ 活動内容

・図書館で読書
・多目的室等でビデオ鑑賞及びテレビ視聴による学習
・パソコンルームで学習
・校庭及び体育館で軽運動
・体育館等広めのスペースで昼食

エ 教職員の体制

・段階的分散登校の校内体制に基づき教職員を配置します。
・教職員一人当たりの児童については段階的登校スタイルに準じた人数（1教室20人以内）を基準とします。
・学校事情により人員が不足し、児童の安全確保が図られない恐れがある場合は、各区・教育担当に相談してください。

② 通学路の安全確保について

休業期間が長期間に及んだため、学校再開後は、児童の交通安全等に対する意識の希薄化や通学路の環境変化等が生じていることなどが想定されます。

また、分散登校を実施するため、登下校の時間帯が通常と異なることや、特に通学に不慣れた小学校1年生の安全に十分注意する必要があります。

こうした点を考慮いただき、学校再開後においては、従来の交通安全や犯罪防止に伴う安全教育の内容を伝えつつ、通学環境等の変化や教育活動の状況に応じて、スクールガード・リーダー、地域交通安全員の配置の工夫や、PTA、町内会等関係団体等と連携を図るなど、通学時の安全確保に向けた取組を行っていただきますよう、お願いします。

ア スクールガード・リーダー

スクールガード・リーダーの活動時間については、要綱に「半日単位で1回3時間程度、1日あたり2回を基本とする。」と規定しています。担当のスクールガード・リーダーと活動日・時間を調整してください。

イ 地域交通安全員

地域交通安全員の勤務時間は、次のとおりとなっておりますが、分散登校の実施によりこの時間内では十分な対応を行うことが困難な場合は、各学校の状況に応じた弾力的な運用を可能とします。

登校時の指導時間：午前7時30分から午前8時30分までの1時間

下校時の指導時間：午後1時30分から午後5時までの間で、通学区域の学校長が指定した1.5時間

勤務時間の変更にあたって必要な手続きは、別途各学校へ通知します。

ウ 学校安全ボランティア（スクールガード）

通学時の安全確保のため、PTA、町内会等の学校安全ボランティア（スクールガード）と連携をはかり、通学路等の安全確保に努めてください。

川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン〔高等学校補足資料〕

本補足資料は川崎市立高等学校全日制の課程および中高一貫教育校において適用するものとします。定時制の課程に関しましては、各学校長の判断により本資料を参考に適切な対応をしてください。

1. 段階的な学校の再開について(資料1:『学校再開にむけてのモデルプラン』を参考にしてください)

○ 登下校

- ・登下校時における公共交通機関の混雑を避けるため、始業時間は9時45分以降に繰り下げて設定し、最終下校時間は16時15分までと繰り上げて設定してください。

○ 1週目 分散登校期間

- ・学年ごとあるいは学科ごと等の分散登校(登校しない日の設定も可)とし、学校滞在時間は2時間程度としてください。
- ・生徒の間隔を十分にとることに配慮し、普通教室においては20人以下としてください。
- ・原則として、学校で食事はさせないようにしてください。
- ・登校日としない日を設定する場合の出席簿等の取り扱いは『家庭学習日』とし、出席すべき日数に含めてください。また、オンラインHR等の教育的配慮をするようにしてください。

○ 2週目以降6月末まで 時差登校期間

- ・授業時間等の設定に関しては資料1のモデルプランを参考にし、設定してください。
- ・昼食時においては、密集しないことや、衛生面に配慮するよう指導してください。

○ 7月以降 通常登校

- ・平常通りとします。ただし、状況によっては時差登校継続の指示をする場合があります。

2. 公共交通機関を利用する際の注意事項

公共交通機関を利用する場合には、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるように配慮をすることや、降車後は速やかに手を洗うなどの感染予防対策を行うよう指導してください。

また、可能な限り、公共交通機関を利用せずに登校する工夫等の指導をしてください。

(例. バスの利用をやめ、徒歩または自転車を利用する。)

3. 夏季休業等の短縮について

生徒の学習保障をするため、夏季休業等を短縮し、次の日を授業日としてください。

- ① 7月21日・22日及び7月27日から7月31日までの7日間
- ② 8月のうち11日間
- ③ 12月25日
- ④ 1月5日から1月7日の3日間

4. その他

資料2を参考に、教育課程の編成を行い、補充や家庭学習等を有効活用し生徒の学習保障に努めてください。

	分散登校期間の例 A
1学年	9:45～11:45
2学年	13:00～15:00
3学年	家庭学習日

	分散登校期間の例 B
1学年	9:45～11:15
2学年	11:30～13:00
3学年	13:30～15:00

	時差登校期間
SHR	9:45～ 9:55
1 時間目	10:00～10:45
2 時間目	10:55～11:40
3 時間目	11:50～12:35
昼休み	12:35～13:05
4 時間目	13:10～13:55
5 時間目	14:05～14:50
6 時間目	15:00～15:45
SHR	15:50～16:00

16:15完全下校

◎臨時休業によって減じた時数（以下「不足授業時数」）

月・日	分	時間	日数	不足 授業時数 (分)	
4月9日～30日	50	6	15	4,500	(4月9日授業開始で計算)
5月1日～31日	50	6	18	5,400	
小計 1				9,900	

○6月1日再開の場合

月・日	分	時間	日数	不足 授業時数 (分)	
6月1日～5日	50	6	5	1,500	(授業なし)
6月8日～30日	5	6	17	510	(45分授業のため、5分不足)
小計 2				2,010	

	不足 授業時数 (分)	※不足日数
合計	11,910	39.7

◎回復時間（夏季休業等の短縮）

月・日	分	時間	日数	回復 授業時数 (分)	不足 授業時数 (分)	※不足日数
4月1日～6月30日	-	-	-	-	11,910	39.7
7月21日～31日	50	6	7	2,100	9,810	32.7
8月（11日間）	50	6	11	3,300	6,510	21.7
12月25日	50	6	1	300	6,210	20.7
1月5日～1月7日	50	6	3	900	5,310	17.7

※不足日数は、50分授業×6時間を行う場合の回復必要日数

【注意事項】

不足授業時数回復の手段として、行事の精選、定期考査日の短縮、3月授業実施等が考えられます。なお、学習指導要領で示されている内容を指導することが大切であり、5,310分すべてを回復する必要はありません。

3 保健管理について

保健管理のポイント

- ①児童生徒及び教職員の家庭での朝の検温と報告
- ②換気の徹底
- ③密集しない
- ④近距離での会話や大きな発声を控える
- ⑤手洗い・咳エチケットの指導
- ⑥1日1回の校内消毒（ドアノブ、手すり、スイッチなど）
- ⑦マスクの使用
- ⑧児童生徒及び教職員が感染した場合は臨時休業（原則2週間）
- ⑨濃厚接触者に特定された場合は出席停止・出勤停止（原則2週間）など

I 新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理について

（1）感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐために、次の3つの事項を徹底することが重要であるとされています。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるかぎり控える

そのため、学校における保健管理や環境衛生については次のとおり実施してください。

ア 児童生徒の健康チェック

◎家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

- ①家庭での健康観察については、別添1の保護者宛て文書を活用し、別添2の「健康チェック表」により家庭での朝の検温及び風邪症状の確認を行ってもらうよう、保護者にお知らせしてください。
- ②家庭で朝の検温をしたかどうかを「健康チェック表」等で確認し、検温や健康状態の確認ができなかった児童生徒については、教室に入る前に、保健室や職員室等に来室するように指導し、検温及び健康観察等を行ってください。なお、このような児童生徒が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備してください。
- ③発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させるようにしてください。
- ④安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の児童生徒との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をしてください。
- ⑤また、少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児医療機関（小児の場合は、小児科医による診

察が望ましいとされています。)等に電話などで相談するよう、保護者に指導してください。

(以下、川崎市HPより引用)

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※症状が4日以上続く場合は必ず相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
- ※以上については、教職員についても同様の扱いとしてください。**

- ⑥保護者に対しては、別添1の保護者宛て文書を活用していただき、同居の家族にも健康管理に取り組んでいただくよう呼びかけを行うとともに、もし、**児童生徒に新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、又は感染者の濃厚接触者となった場合には、速やかに学校に連絡をいただくようお願いください。**

帰国者・接触者相談センター連絡先

*開設時間は午前8時30分から午後9時00分までです(土日祝日も実施)。

*夜間のFAXへの対応については、時間がかかる場合があります。

連絡先	電話番号	FAX番号
川崎区	044-201-3189	044-201-3291
幸区	044-556-6715	044-556-6659
中原区	044-744-3104	044-744-3342
高津区	044-861-3341	044-861-3308
宮前区	044-856-3217	044-856-3274
多摩区	044-935-3217	044-935-3394
麻生区	044-965-5218	044-965-5204

イ 児童生徒への感染予防の指導

◎手洗いや咳エチケットの徹底

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、給食(昼食)の前後など、こまめに手を洗うよう指導してください。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導してください。
- ・手洗いは、基本的には、流水と石けんで行ってください。(必ず手指のアルコール消毒は行わないといけないというものではありません。)
- ・次ページのイメージ図を参考に児童生徒へ手洗い、咳エチケットの指導を行ってください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止にかかわる健康教育の参考資料を、サインズ(トップページ)に掲載しますので、児童生徒の実態に応じて適宜活用してください。(指導用スライド、スライドに対応した指導例、首相官邸リーフレット(①手洗い②咳エチケット))

新型^{しんがに}コロナウイルス^{かんせんしゅう}感染症

感染^{かんせん}しないために、
まわり^{まわり}の人にうつさないために、
わたしたちができること

どうやって^{かん}感染^{せん}するの？

感染^{かんせん}した人のせきやつばが、
人の口や鼻^{くち}に入^{はい}って感染^{かんせん}する

①正しい^{ただ}手洗^{てあら}い

せっけん 流水^{りゅうすい}

不安^{ふあん}なことや心配^{しんぱい}なことがあったら

家^{いえ}の人や先生^{せんせい}に
相談^{さうだん}しましょう

【指導用スライド（抜粋）】

（参考）手洗いと咳エチケット（出典：首相官邸ホームページ）

【手洗いについて】

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

【咳エチケットについて】

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう

マスクがない時

とっさの時

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でかさえる

ウ 学校内の消毒

- ・教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、できるかぎり1日1回は消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行ってください。
- ・消毒については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを例示していますが、学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に活用してください。
- ・なお、次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省のリーフレット（別添3）を添付しますので適切な取り扱いをお願いします。

エ 学校医と学校薬剤師との連携した保健管理体制

- ・学校医と学校薬剤師との連携については、川崎市医師会学校医部会及び川崎市薬剤師会を通じて、教育委員会から感染症対策に関する協力の要請を行っています。
- ・各学校におきましては、学校における感染症対策について、適宜、学校医や学校薬剤師の意見や助言を聞きながら実施してください。

オ 換気の徹底

◎教室等のこまめな換気

- ・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにします。
- ・授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。
- ・なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。
- ・また、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご留意ください。

カ マスクの使用

◎学校教育活動におけるマスクの使用

- ・学校教育活動においては、通常マスクを着用してください。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底するようお願いします。

◎マスクの支給等について

- ・マスクについては、国内外において急激に需要が増加しており、依然としてその不足が解消しておらず、本市におきましても調達が困難な状況ですが、文部科学省から、学校に対して布製のマスクを順次配布していますので、各学校において活用してください。（4月14日付け事務連絡「学校に対する布製マスクの配布について」参照）
- ・文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」等を参考に、各学校において、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に学校教育活動として、児童生徒の手作りマスクの作成についても推進していただきますようお願いいたします。

【文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト：やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなでできること】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html#masuku

キ 教職員の感染症対策

- ・教職員においては、児童生徒等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組んでいただくほか、飛沫を飛ばさないようにマスクを常時、着用してください。
- ・また、毎朝の検温や風邪症状の確認などを健康チェック表を活用して、健康管理に取り組んでいただくとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養するようにしてください。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにしてください。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫が考えられます。

(2) 出席停止等の取り扱いについて

ア 児童生徒の感染が判明した場合等

児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づき出席停止の措置を取ることとします。

なお、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

イ 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られるとき

児童生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導してください。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととします。

※ア、イの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒は、重症化リスクが高いことから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校の判断をすることとします。
- ・これらのことにより、登校すべきでない判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した

- 場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととします。
- ・指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。
 - ・また、学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うこととします。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数がいる場所の利用を避けるなど、注意してください。

(4) 海外から帰国した児童生徒への対応について

- ・海外から帰国した児童生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わないこととします。
- ・当該児童生徒の健康状態の確認は、他の児童生徒と同様に朝の検温及び風邪症状の確認を行ってもらうよう保護者にお知らせしてください。
- ・なお、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機期間中については、学校保健安全法第19条による出席停止として扱うこととします。

(5) 心のケアについて

- ・児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒もいると考えられます。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応していただくようお願いいたします。

(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為を行わないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行ってください。

Ⅱ 児童生徒又は教職員が新型コロナウイルスに感染した場合及び

濃厚接触者に特定された場合の対応について

1 児童生徒又は教職員が新型コロナウイルスに感染した場合

(1) 感染の判明の連絡について

- ・児童生徒又は教職員の新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、区役所衛生課（保健所支所。以下同じ。）から、保護者（又は本人）に検査結果が伝えられ、学校には、通常、保護者（又は本人）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

(2) 感染の判明の連絡があった場合の対応について

- ・新型コロナウイルスの感染が判明した場合の連絡は、原則として、校長が対応することとしますが、児童生徒の保護者からの連絡が担任教員にあった場合には、当該教員は速やかに校長（不在時には教頭）にその旨を伝え*、連絡を受けた校長は速やかに各区・教育担当に連絡し、各区・教育担当は速やかに教育委員会事務局健康教育課に連絡するようにしてください。
- ・感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、区役所衛生課が行うことになります。また、区役所衛生課が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、各学校においてもご協力ください。
- ※ 新型コロナウイルスの感染に関する情報については、個人等が特定されないよう、また不特定多数に情報が漏れないよう取り扱いに十分注意をしてください。

(3) 感染者の出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒又は教職員の感染が判明した場合には、各学校において、当該児童生徒に対して、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取り、教職員に対しては出勤停止を命ずる（特別休暇1号で対応する）こととします。

(4) 児童生徒又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業について

- ・児童生徒又は教職員の感染が判明した場合には、当該学校について原則2週間を臨時休業とします。
- ・ただし、本市の衛生主管部局である健康福祉局及び各区役所衛生課（保健所支所）と、感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認（詳細は下記のア～オを参照）しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施規模及び期間について別途、教育委員会が判断する場合があります。なお、臨時休業の実施にあたっては、学校医等とも連携するものとします。

(5) 消毒について

- ・消毒については、感染の判明の有無に関わらず*、特に多くの児童生徒及び教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回は消毒液

を使用して清掃を行ってください。

- ・学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用してください。
- ・なお、次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省のリーフレット（別添3）を添付しますので適宜活用してください。

2 児童生徒又は教職員が濃厚接触者に特定された場合

(1) 濃厚接触者の特定の連絡について

- ・児童生徒又は教職員が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定された場合は、区役所衛生課から、保護者（又は本人）にその旨伝えられ、学校には、通常、保護者（又は本人）から、濃厚接触者に特定された旨の連絡がされることになります。

(2) 濃厚接触者の特定の連絡があった場合の対応について

- ・新型コロナウイルスの濃厚接触者に特定された場合の連絡は、原則として、校長が対応することとしますが、児童生徒の保護者からの連絡が担任教員にあった場合には、当該教員は速やかに校長（不在時には教頭）にその旨を伝え※、連絡を受けた校長は速やかに各区・教育担当に連絡し、各区・教育担当は速やかに教育委員会健康教育課に連絡するようにしてください。

※ 新型コロナウイルスの感染に関する情報については、個人等が特定されないよう、また不特定多数に情報が漏れないよう取り扱いに十分注意をしてください。

(3) 濃厚接触者の出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒に対して、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取り、教職員に対しては出勤停止を命ずる（特別休暇1号で対応する）こととします。この場合において、出席停止（出勤停止）の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

(4) 児童生徒又は教職員が濃厚接触者に特定された場合の学校の対応について

- ・児童生徒又は教職員が感染者の濃厚接触者に特定されたとしても、当該児童生徒又は教職員（以下「当該児童生徒等」という。）に発熱等の症状がない場合には、各学校においては、当該児童生徒等を出席停止（出勤停止）とすることとしますが、当該児童生徒等と接触があった他の児童生徒や教職員を即座に出席停止（出勤停止）とするまでの対応については当面は不要とします。
- ・ただし、当該児童生徒等が濃厚接触者に特定された際にすでに発熱等の感染が疑われるような症状がある場合には、当該児童生徒等と接触があった他の児童生徒や教職員を出席停止（出勤停止）とすることについて教育委員会と相談することとします。

(5) 消毒について

- ・消毒については、濃厚接触者に特定されたか否かに関わらず、特に多くの児童生徒及び教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回は消毒液を使用して清掃を行ってください。
- ・学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用してください。
- ・なお、次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省のリーフレット（別添3）を添付しますので適宜ご活用ください。

保護者の皆様

川崎市立〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症への対応に係る家庭での健康チェックのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業中におきましては、保護者の皆様には児童生徒の健康観察へのご協力をいただきありがとうございます。

学校再開にあたり、児童生徒の健康観察の徹底と、ご家庭での児童生徒の健康管理のため、引き続き「健康チェック表」をご活用いただき、下記の事項に留意しながら、日々の児童生徒の健康状態の確認を行っていただきますようお願いいたします。

また、教育委員会から、学校再開後は日々の児童生徒の健康状態を学校において確認するよう依頼がありましたので、朝の体温と風邪の症状の有無を記入した「健康チェック表」を、児童生徒に持たせて登校させていただきますようお願いいたします。

学校といたしましては、学校における感染症対策や児童生徒の健康観察、健康管理に、より一層努めてまいりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策をお願いします。
- 必ず登校前に児童生徒の健康状態（発熱、咳などが無いこと）を確認してから「健康チェック表」を持たせて登校させてください。
- 発熱等の風邪の症状が見られる場合には、無理をせずに、自宅で休養していただきますようお願いします。
- また、同居のご家族の皆様につきましても日々の健康管理に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- なお、もし、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合、又は感染者の濃厚接触者となった場合には、学校保健安全法第19条による出席停止となりますので、速やかに学校にご連絡をいただきますようお願いいたします。

連絡先：川崎市立〇〇学校 電話〇〇〇—〇〇〇〇

けんこう ひょう
健康チェック表

★しんがた新型コロナウイルスかんせんしやう感染症などかんせんしやう感染症にかからないように、
て、あら 手洗いなど自分じぶんでできるよぼう予防をしましょう。

★まいにちたいおん毎日体温をはかり、じぶん自分のけんこうじやうたい健康状態に注意し、けんこう健康チェック表の
あてはまるところに「○」をきにゆう記入をしましょう。

ねん 年	くみ 組
なまえ 名前	

ふだんの <small>たいおん</small> 体温
℃

月

ひにち	ようび	あさ <small>たいおん</small> の体温	かぜ <small>しょうじやう</small> の症状
1日		℃	ある・ない
2日		℃	ある・ない
3日		℃	ある・ない
4日		℃	ある・ない
5日		℃	ある・ない
6日		℃	ある・ない
7日		℃	ある・ない
8日		℃	ある・ない
9日		℃	ある・ない
10日		℃	ある・ない
11日		℃	ある・ない
12日		℃	ある・ない
13日		℃	ある・ない
14日		℃	ある・ない
15日		℃	ある・ない

ひにち	ようび	あさ <small>たいおん</small> の体温	かぜ <small>しょうじやう</small> の症状
16日		℃	ある・ない
17日		℃	ある・ない
18日		℃	ある・ない
19日		℃	ある・ない
20日		℃	ある・ない
21日		℃	ある・ない
22日		℃	ある・ない
23日		℃	ある・ない
24日		℃	ある・ない
25日		℃	ある・ない
26日		℃	ある・ない
27日		℃	ある・ない
28日		℃	ある・ない
29日		℃	ある・ない
30日		℃	ある・ない
31日		℃	ある・ない

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



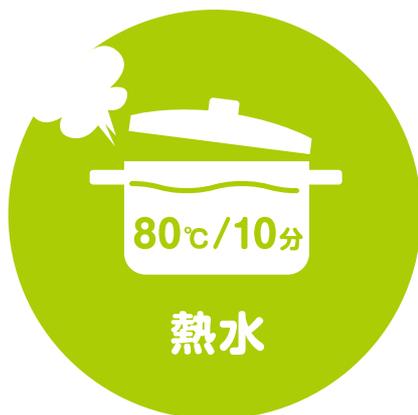
手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80°Cの熱水に
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



- 【使用時の注意】
- ・換気をしてください。
 - ・家事用手袋を着用してください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。
 - ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯) [*] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

4 児童生徒の心のケア等に関すること

- (1) 「すべての児童生徒が様々な不安を抱えている」との認識を教職員が深めた上で、児童生徒や保護者の相談に応じ、**児童生徒の指導及び支援体制の確認**を行ってください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見は、**決して許されないという姿勢**を示し、教職員、児童生徒、保護者、地域の方等が改めて人権及び個人情報への配慮について、認識を共有することに努めてください。
- (3) 学校再開に伴い、一人ひとりの児童生徒が改めて、前向きに学校生活に臨めるよう、全ての学校で**学級担任等を中心とした個別相談または三者面談を実施**してください。
- (4) 長期欠席傾向等の登校していない児童生徒や特別な配慮が必要な児童生徒については、保護者と連携し、必要な感染防止対策を行った上で、**一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援**を行ってください。
- (5) **感染防止に関する児童生徒への指導等**に際して、管理職を中心に指導体制を整え、学校での感染防止対策を進めるとともに、継続的に丁寧な指導を行ってください。

(1) 児童生徒の指導及び支援体制の確認

- 些細なことでも管理職への報告、連絡、相談を行うようにしてください。
- 学校再開直後のアンケートや面談の内容確認について、特に初任者や経験年数の浅い教員が学級担任の場合は、**当該学級担任だけに任せることのないように**配慮してください。
- 児童生徒の様子（表情やしぐさ、身なりや身だしなみ、言動、友人や家族からの情報等）から**微小なSOSのサインを見逃さないように**してください。
- 児童生徒の様子を複数の教職員で情報共有し、**協働して指導や支援**にあたってください。
- 保護者との連携**を十分とってください。
- 児童支援コーディネーター、支援教育コーディネーター、生徒指導担当等を中心に、**必要に応じて外部機関との連携**を行ってください。

(2) 人権及び個人情報への配慮

- 児童生徒に対し、現段階での正しい知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する**適切な知識に基づき、発達段階に応じた指導**を行ってください。
- 新型コロナウイルス感染症を理由とした**差別や偏見が生じないように**、全ての児童生徒に対し、相手の気持ちを考え、心無い言葉や態度、振る舞いをしないよう、継続的に指導を行ってください。
- 児童生徒、保護者等、身近なところで感染が発生した場合、情報管理を徹底し、**当該児童生徒がいじめの対象とされることのないよう、組織的に**対応してください。

【特に支援が必要な児童生徒の例】

- ・ 本人または家族に新型コロナウイルスへの感染が認められた、または疑いがあると判断された児童生徒
- ・ 本人または家族が「濃厚接触者」と判断された児童生徒
- ・ 咳やくしゃみをしている児童生徒
- ・ 感染が拡大しているとされる国や地域から転入した児童生徒 等

参考：「児童生徒の心のケア、いじめや偏見の防止について（通知）」（31 川教指第 2997 号 令和 2 年 3 月 13 日）

（3）個別相談又は三者面談の実施

- 全ての児童生徒に対して、学級担任だけでなく多くの教職員の目を通して観察し、情報共有を図るようにしてください。
- アンケートを実施し、複数の教員でその分析を行い、児童生徒との個別相談や保護者面談、三者面談の機会を設定してください。
- 面談後には、各学年等でその内容に関して情報共有を行い、児童生徒一人ひとりに対する指導や支援の在り方（だれが、いつ、どのように）について検討のうえ、指導や支援を実施してください。
※ 児童生徒本人のアンケートや本人の様子・言動から、心配する状況にはないと思われる場合でも、同学年等の友人や家族からの情報も踏まえて指導や支援を実施してください。
- 計画的に相談の機会を設定するなどし、学級担任を中心に児童生徒一人ひとりと対話する機会を設定してください。

（4）一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援

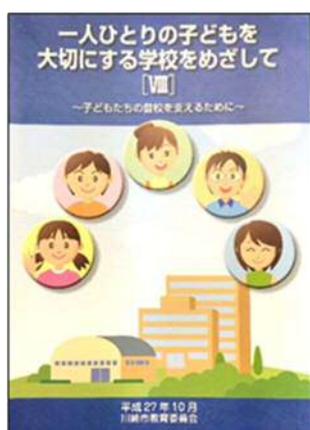
- すでに児童相談所等の関係機関と連携して支援している児童生徒に対しては、引き続き、各区の地域みまもり支援センター、児童相談所などの関係機関等と緊密に連携してください。
- 新年度になってから、対面や対話できていない、できにくい児童生徒に対しては、改めて保護者や外部機関との連携を強化し、本人への支援を継続してください。
- 次のような理由で登校を躊躇する児童生徒に対しても配慮や支援が必要です。

- ・ 学習課題が終わっていないことを気にしている児童生徒
- ・ 新しい環境に戸惑う傾向が強い、または過剰に適応しようとする児童生徒
- ・ 見通しが立たないことや新しい環境に適応することが苦手と思われる児童生徒
- ・ あざ等がある、清潔感が乏しい等、家庭環境に課題があると考えられる児童生徒
- ・ 睡眠不足、過食・拒食傾向等、心身に著しく変化が見られる児童生徒 等

- 内科的な既往症や既往歴のある児童生徒については、本人・保護者と、学校及び家庭における感染防止に関する相談を行い、必要に応じて医師の助言を求め、支援を行ってください。
- 「子どもが感染を心配し、登校したがるらない」等の相談があった場合には、保護者と協力しながら、時間をかけて児童生徒の安心感を高めていくような働きかけをすすめてください。
- 「前年度にも長期欠席傾向がみられる」、「臨時休業明けから登校してこない」児童生徒について、下記資料^{※1}等を活用するなどして登校につながる働きかけをしてください。
- 一般的に長期休業明け前後には、児童生徒の自死や自死未遂の事案が多くなることが知られています。下記資料^{※2}等を参考に校内研修を実施し、教職員の認識を深めてください。

【資料※1】

一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして〔Ⅷ〕
sains-web→研修研究関係→教育委員会指導課発行物



【資料※2】

教師が知っておきたい子どもの自殺予防
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



(5) 感染防止に関する児童生徒への指導や家庭との連携

- 学校で児童生徒に指導している「マスクの着用、石鹸での手洗い、ソーシャルディスタンス等」の徹底を過度に意識し強く注意することは、児童生徒の感染への不安感を強めることにつながりかねません。継続的に丁寧な指導を行い、児童生徒の適切な行動を認め、個々の自発性や相互の協力性を高める働きかけをしてください。
- 「マスクの着用、石鹸での手洗い、ソーシャルディスタンス等」の指導に際しては**学校施設内に一定のマークや図表示などを用いて効果的に指導をすすめてください。**
- 児童生徒本人や教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の臨時休業措置や学校施設の消毒など、学校の対応について、**家庭に対して十分な説明**を行ってください。
- 児童生徒に発熱等の症状がなくても、体調が思わしくない等、児童生徒や家族について感染などの心配のある場合には、**学校に相談しやすくなるような働きかけ**をしておいてください。

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見を生まないために

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があるにもかかわらず、様々な情報から、感染に関わる差別や偏見が生まれることはあってはならないことです。

学校を再開するにあたっては、教職員は子どもたちの様子をよく見て、心の状況を把握するとともに、言動に十分に注意をし、子ども達が安心して学校に通うことができるように努めることが大切です。

留意すること

〇クラスの子どもの中には、感染者、濃厚接触者、家族に医療従事者、社会機能の維持にあたる方がいる可能性があります。子どもやその家族への偏見に基づく誤解や差別は許されないことを意識し、言動に十分に気を付けることが大切です。

〇見えないウイルスへの不安から、感染症が広がっている地域に住んでいる人、咳をしている人、マスクをしていない人、外国から来た人などを嫌悪の対象としてしまうことが生じることがあるかもしれません。何気ない一言から、差別や偏見が起こることもあります。子どもたち同士の会話やかかわり方に気を配り、状況に応じて適切な指導や助言を行うことが大切です。

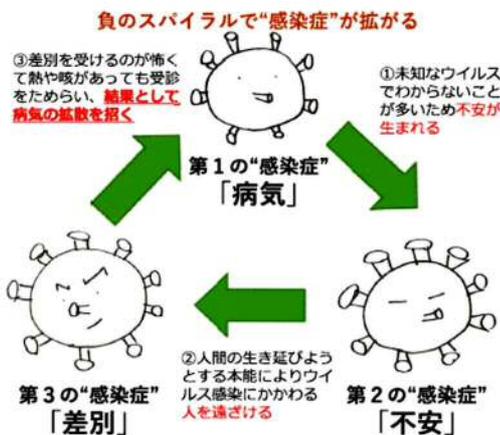
〇差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ることが大切です。

〇悪い情報ばかりに目を向けないこと、SNS等、差別的な言動に同調しないことが大切です。

参考資料 文部科学省 令和2年4月 「小・中・高等学校教師用」保健教育指導資料（日常の保健の指導）

新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

この「感染症」の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることで、



どうつながっているの？
3つの「感染症」は

みんなで
負のスパイラルを
断ち切りましょう！



「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！
負のスパイラルを断ち切るために～」 日本赤十字社

5 教育活動に関すること

(1) 基本的な考え方

- ・学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減し、段階的に実施可能な教育活動を開始し、評価をしながら取組を進めていきます。
- ・授業については、当面の間、普通教室を基本とし、特別教室を使用する場合には、その都度消毒をしてください。

(2) 日常の生活における指導

場面	具体的な配慮事項・対応策
活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・グループや少人数による話し合いや教え合いなどの活動については、マスク等を着用し一定の距離を保つ等の配慮をします。 ・体調の悪い児童生徒がいた場合は保健室等に行かせ、感染予防対策に準じた対応を行います。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・三密を避けるよう指導します。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、掃き掃除やゴミ拾い程度とします。 ・水道場やトイレなど、衛生面での注意が必要な場所についての清掃は、当面の間教職員が行います。
欠席連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から直接学校に連絡するように保護者に依頼します。

(3) 教科等における指導

指導場面	具体的な配慮事項・対応策
グループ活動や音読	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の距離を保って行います。
校外活動	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は行いません。
委員会、クラブ等の異学年交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は行いません。
観察・実験・栽培など	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培、観察、実験等を行う際は、前後に手洗いを行います。 ・演示実験やICTを活用するなど、3密を避ける工夫をします。 ・大勢が触れる機会がある器具や機器は可能な範囲で消毒します。
歌唱・演奏 (飛沫が飛ぶ活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、歌唱や吹奏楽器の演奏（飛沫が飛ぶ恐れのある活動）は避け、指導の順序を変更するなど工夫します。 ・状況に応じて表現活動を行う際には、換気を十分に行い、一人ひとりの間隔を空けます。また、マスクを着用の上、人がいる方向に口が向かないようにします。
用具の共用	<ul style="list-style-type: none"> ・道具や器具、各種機器の適切な清掃・消毒を行います。（例：実験道具、制作用具、運動用具、楽器、調理器具） ・授業前、授業後の手洗いを促します。 ・場合によっては、授業の中で手を洗う時間を設定します。
身体接触が多い活動	<ul style="list-style-type: none"> ・近くで向かい合ったり、身体接触があったりする運動・活動は、必要に応じて実施時期や活動の仕方を工夫します。
集団での集合	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの間隔を十分にとります。（1～2m以上） ・全体で集合する回数を減らし、児童生徒同士が対面とならない形をとります。

運動時	<ul style="list-style-type: none"> ・運動中に必ずしもマスクをする必要はありませんが、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、対策を講じてください。 ・常に児童生徒の健康状態を把握するとともに、運動強度に留意してください。 ・水泳については、健康診断が終了するまでは、控えるとともに、実施の可否については別途通知します。
調理実習	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、中止とします。(実施は、指導計画の順序を変更し、後期以降に実施することを検討します。)
校外の方への対応 (読み聞かせ、ゲストティーチャー等)	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて延期または中止とします。
臭気性のある材料(ニス等)を使用する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を十分に行い、一度に使用する人数を調整するなどして、健康面や安全面に配慮します。(マスクを着用することで息苦しくなったり、より匂いを感じたりすることもあります。)

(4)給食における指導

①基本的な考え方

給食時間において、「学校給食衛生管理基準」(文部科学省)に基づき、配食を行う児童生徒等及び教職員は、健康観察、手洗いの徹底を図るとともに、配膳の過程での感染防止のため、3つの密の条件が同時に重なる場を避けるようにします。

②具体的な取組

指導場面	具体的な配慮事項・対応策
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・給食当番については、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を「【別紙】給食当番点検表」により毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をします(給食当番を代えた場合は、予備の白衣またはエプロンを着用させます。) ・全員が手洗いを徹底します(流水と石けんで丁寧に洗います。) ・手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして貸し借り(共用)はさせないようにします。 ・口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐため、全員にマスクを着用させます。 ・2方向の窓を同時に開けて換気を行います。 ・配膳台と机を専用の布巾で丁寧に拭きます。 ・配膳室等へ給食を取りに行く場合は、一人一人の間隔を十分にとります。
会食	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染防止のため、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの指導をします。 ・一度配膳したものは、食缶に戻させないようにします。 ・「いただきます。」をしてからマスクを外させます。外したマスクは、床に落とさないよう、清潔に保つよう配慮します。 ・配膳時に使用する食具などの共用を避けるため、おかわりをする際は、教職員が盛り付けを行います。 ・食事が終わり次第、マスクを着用させます。
片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パックは各自でたたみ複数個まとめず、食器等(食べきれなかったものを含む。)と一緒に各自で返却させます。 ・返却する際は密接しないように配慮します。 ・食事後の手洗いを徹底します。 ・配膳台と机を専用の布巾で丁寧に拭きます。 ・配膳台は、出来る限り次亜塩素酸ナトリウムにより教職員が消毒を行います。

年 月 給食当番点検表

年 組

(小学校・特別支援学校用)

月		火		水		木		金	
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								

☆ 担任は毎日必ずチェックし、月末に提出しましょう。(提出先→給食主任)
 ☆ 下痢や腹痛、嘔吐の他、咳などの症状がある場合は、当番を交代しましょう。

校長	教頭

年 月 給食当番点検表

年 組

給食委員(

・

)

月		火		水		木		金	
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								
担任印	体調の悪い者はいない (発熱・腹痛・嘔吐・下痢)								
	衛生的な服装をしている								
	手指は確実に洗浄した								

- ☆ 給食委員は毎日必ずチェックしましょう。
- ☆ 下痢や腹痛、嘔吐の他、咳などの症状がある場合は、当番を交代しましょう。
- ☆ 担任の先生に確認してもらい、月末に提出しましょう。(提出先→給食主任)

校長	教頭

6 教育課程編成に関すること

- 学習指導要領、かわさき教育プラン、学校教育目標を踏まえ、学習内容や身に付けるべき資質・能力を適切に把握し、**実施可能な授業日数等を見通した上で、教育課程を編成**してください。
- 児童・生徒の学習の実態把握に努め、状況に応じた学習を進められるように計画してください。その際、**児童生徒の負担が過重とならないように配慮**するとともに、各学校の指導体制に見合った**授業日数・授業時数**となっているかなど、教職員の負担も過重とならないように配慮してください。

(1) 基本的な考え方

- 学校再開にあたって、当初予定されていた**教育課程全体を見直し**、早期に年間指導計画を変更する必要があります。
- 現時点では文部科学省から、学習内容の削減等の措置についての指示はないため、学習指導要領に定められた**指導事項を削減することなく**年間指導計画を調整してください。
- これまで同様に、児童生徒に身に付けてほしい資質や能力を適切に把握し、学習指導要領に示された**3つの柱をバランスよく育むための年間指導計画**を作成してください。

(2) 具体的な取組

- 臨時休業期間の家庭学習と再開後の教育活動を効果的に連動させ、**効率よく指導**が行えるような工夫に取り組みます。
- 臨時休業期間中の学習を取り戻すことにとられるあまり、**児童生徒の負担が過重とならないように**、すべての児童生徒に無理のない、長期的な指導計画を作成します。その際、次年度の指導計画とも連動させます。
- それぞれの教育活動のねらいを改めて確認し、関連するものは**統合するなどの工夫**をします。
- 次のような工夫のもと、**授業展開の効率化**を図ります。

- ・ 準備時間やドリル的な練習時間の軽減
- ・ 教師の演示や家庭学習において実施できる事項の想定
- ・ ワークシートや副教材、ICT機器、デジタルコンテンツの活用 など

【留意点】

- ・ 標準授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではありません。
- ・ 教育課程や年間指導計画の変更を行う上では、児童生徒・保護者や地域の方の理解や協力が得られるような働きかけが必要です。

【関係する文部科学省通知】

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月29日）

各小・中学校等の教育課程の編成・実施に当たって以下の(1)から(3)の点に留意すること。

- (1) (前略) 各学校においては、児童生徒の実態及び標準授業時数を踏まえて、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要がある。
- (2) 標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない。
- (3) (前略) 教育課程の編成・実施に当たって学校における働き方改革に配慮した対応を検討することが重要である。

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（平成31年3月29日）

各学校の判断によって、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を、総合的な学習の時間の各学年における年間授業時数のうちの4分の1程度まで実施することができる（中略）

例えば、各学校において定める総合的な学習の時間の目標や内容を全く踏まえずに、単に児童生徒が自由に学習するような活動については、総合的な学習の時間の趣旨に鑑みて不適切であること。他方で例えば、身近な人の仕事の内容や課題等について聞き取りをしたり、インターネットを活用して調べたりしたことをまとめるなどの、事前に教師が児童生徒に学習活動の具体的な課題を示して家庭のみで学習する活動については、総合的な学習の時間の趣旨に照らし、事後指導を適切に位置付けながら各学校において適切に判断すること。

「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、（中略）学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる。

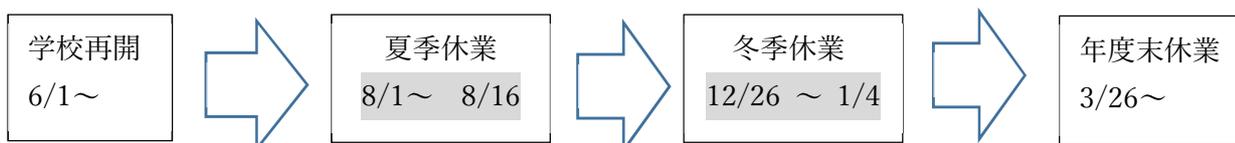
<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

(3) 教育課程編成にあたって

① 令和2年度の課業期間等

年度	R1	R2											
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月・3月	
課業・休業	臨時休業 3/4~5/31			課業期間 6/1~7/31			夏季休業 8/1~8/16 補習等 8/3~8/7	課業期間 8/17~12/25				冬季休業 12/26 ~1/4	課業期間 1/5~3/25



授業日数の考え方

- 夏季休業までの授業日 : 6月1日から7月31日まで
- 夏季休業 : 8月1日から8月16日まで
(8月3日から8月7日までを補習等、学習補充奨励期間とします。)
- 前期終業までの授業日 : 8月17日から10月9日まで
- 前期終業 : 10月 9日
- 後期始業 : 10月12日
- 冬季休業までの授業日 : 10月12日から12月25日まで
- 冬季休業 : 12月26日から 1月 4日まで
- 年度末休業までの授業日 : 1月 5日から 3月25日まで

※ 今年度の市制記念日(7月1日)、かわさき家庭と地域の日(10月12日)は授業日とします。

授業日数 前期81日 後期108日 計189日

② 年間授業時数の目安

□ (上記年間授業日数 189) - (分散登校日数 10) = 179

(今年度各学校の予定した授業日数の平均値) = 202

$179 \div 202 = 0.886$

理論上は本来の88%程度(小数点第3位以下を切り捨て)の授業日数の確保が可能となります。

□ 上記の考えに基づき、次に小・中学校の授業時数の目安を示します。ただし、これは標準授業時数ではありません。

□ 具体的な指導計画作成に際しては、別途送付する参考資料【教育課程に関すること(指導計画の作成について)】(川崎市総合教育センター作成)を確認してください。

【小学校】

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年
各教科	国語	269	277	216	216	154	154
	社会			62	79	88	92
	算数	120	154	154	154	154	154
	理科			79	92	92	92
	生活	90	92				
	音楽	60	62	53	53	44	44
	図画工作	60	62	53	53	44	44
	家庭					53	48
	体育	90	92	92	92	79	79
	外国語					62	62
	特別の教科である道徳	30	31	31	31	31	31
	外国語活動			31	31		
総合的な学習の時間			62	62	62	62	
特別活動	30	31	31	31	31	31	
総授業時数	749	801	864	894	894	893	

【中学校】

区分		1年	2年	3年
各教科	国語	123	123	92
	社会	92	92	123
	数学	123	92	123
	理科	92	123	123
	音楽	40	31	31
	美術	40	31	31
	保健体育	92	92	92
	技術・家庭	62	62	31
	外国語	123	123	123
	特別の教科である道徳	31	31	31
	総合的な学習の時間	44	62	62
特別活動	31	31	31	
総授業時数	893	893	893	

(4) その他

① 家庭学習課題の扱いについて

臨時休業中の家庭学習課題については、児童生徒の学習状況の把握に活用するとともに、適切に評価することが必要です。ただし、学習成績に反映することについては、事前に児童生徒・保護者に対する十分な周知が必要です。

※6月1日以降の課題については【6月版「家庭での学習計画」及び学習計画(例)】(川崎市総合教育センター作成)を参考にしてください。[庁内共有ファイルサーバー依頼文書に格納]

② 出席簿・指導要録への記載について

状況	取り扱い	備考欄への記載(事由)
発熱等の風邪の症状が見られ自宅休養した場合 主治医等の指示の結果、自宅で休養する場合	出席停止・忌引等の日数	感染症対策による 自宅休養〇日
発熱等の風邪の症状が4日以上続いた場合	出席停止・忌引等の日数	
濃厚接触者と特定された場合	出席停止・忌引等の日数 (濃厚接触をした日から起算して14日間)	感染症対策による出席停止
・保護者の感染可能性に対する懸念による 欠席の場合	出席停止・忌引等の日数	健康安全上の配慮のため

③ 特別支援学校等の個別の指導計画等について

- ・ 個々の児童生徒の実態把握に基づき、目標設定をします。
- ・ 指導内容や指導方法の工夫を検討し、指導計画を立案します。
- ・ 組織的かつ継続的な支援を行います。
- ・ 評価時期については学習の達成状況を鑑み、柔軟に設定することを可能とします。

7 学校行事等に関すること

- 学校行事は、児童生徒にとって、学校生活の充実を図り、人間関係をよりよく形成するためのものであり、また、公共の精神を養い、よりよい生活をつくろうとする態度を養うものです。各行事の意義や必要性を確認し、**年間を見通して実施する学校行事を精選**してください。
- 実施にあたっては、**開催する時期、場所や時間、開催方法等**について十分**配慮**してください。

(1) 基本的な考え方

- 教育委員会では、「3密」が回避できず、延期日程等の調整が困難な教育委員会主催等の行事及び所管事業に関しては中止します。
- 各学校では、行事・校外学習のねらいを改めて確認し、内容の精選や日程の延期等の調整したうえで、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、実施または中止の判断を行います。なお、実施の可否の判断については児童生徒、保護者や地域住民に対しても丁寧な説明を行い、理解と協力を得られる働きかけが必要です。
- 学校行事を実施する場合には、可能な限りの感染防止対策に努めます。

(2) 主な学校行事・校外学習等

教科・活動・時期	関係する課	対応
始業式・終業式等	指導課	各学校で判断
小学校修学旅行	指導課	中止
中学校修学旅行	指導課	検討中
高等学校修学旅行	指導課	検討中
特別支援修学旅行	指導課	検討中
支援級合同林間・連合宿泊	指導課	中止
校外活動	指導課	当面、中止
演劇教室・音楽鑑賞教室	指導課	検討中
こころの劇場	指導課	中止
発育測定等	健康教育課	延期
避難訓練・引き渡し訓練	健康教育課	時期や方法等を工夫し実施
運動会・体育祭	健康教育課 指導課	健康や体力低下に配慮の上、内容を精査するとともに、保護者の参観・待機場所を検討し実施を各学校で判断
文化祭、学習発表会等	指導課	内容を精査するとともに、保護者の参観・待機場所を検討し実施を各学校で判断
授業参観・懇談会	指導課	各学校で検討

教科・活動・時期	関係する課	対応
合唱コンクール	指導課	延期または中止
中学校連合文化祭	指導課	検討中
小学校連合音楽会・学芸大会 社会科作品展・科学作品展	指導課	中止

特別支援教育関連

教科・活動・時期	関係する課	対応
卒業と進級を祝う会	指導課	検討中
ふれあい作品展	指導課	検討中
特別支援学校説明会(小中学部)	指導課・県教委	検討中
特別支援学校説明会(高等部)	指導課	8月以降に開催予定
特別支援学校職場実習	指導課 健康福祉局	7月～12月で受入れができる職場での実施
特別支援学校体育連盟の取組	指導課	8月までの競技は中止 それ以降の競技は検討中
中学校特別支援学級 連合宿泊・連合運動会・連合遠足	指導課	連合宿泊・連合運動会は中止 連合遠足は検討中

(3) 主な教育委員会関連行事・事業

教科・活動・時期	所管課	対応
小学校自然教室	指導課	中止
中学校自然教室	指導課	検討中
子どものためのオーケストラ鑑賞 ジュニア音楽リーダー育成事業 子どもの音楽の祭典	指導課	検討中
かわさき読書の日のつどい	指導課	検討中
各種健診(校医診断を含む)	健康教育課	延期
新体力テスト	健康教育課	中止
小学校地区別運動会・陸上記録会	健康教育課	中止
全国学力・学習状況調査	カリキュラムセンター	中止
学習状況調査	カリキュラムセンター	検討中

就学説明会	指導課・各地域療育センター	ホームページ上での情報提供(5/14～)
特別支援学校高等部入学者選抜	指導課・県教委	例年通り12月実施予定
各学校への支援 通級指導教室センター的機能 特別支援学校計画巡回訪問支援 巡回相談員・高等学校支援員	指導課	各学校の状況により実施
居住地交流	指導課	当面、中止
教育相談	教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・電話での相談を基本に実施 ・必要性が高いケースは、感染対策を講じた上で面談を実施 ・教職員へのコンサルテーションは、感染対策を講じた上で実施
ゆうゆう広場	教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き開室
巡回相談	教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の要望に応じ、感染対策を講じた上で、教職員へのコンサルテーション等を実施
スクール・カウンセラー	教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性が高いケースは、感染対策を講じた上で支援を実施
スクール・ソーシャル・ワーカー	教育政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性が高いケースは、感染対策を講じた上で支援を実施
通級指導教室	特別支援センター 指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、休止
外国人英語指導助手【ALT】	カリキュラムセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を講じた上で、年間配置計画通り勤務。
小学校英語強化教員【ERT】	カリキュラムセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を講じた上で、年間配置計画通り勤務。
理科支援員	カリキュラムセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を講じた上で実施。
日本語指導	教育政策室	<p>分散登校時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導非常勤講師については原則的に通常勤務。 ・日本語指導初期支援員の配置が必要な場合は相談。(児童生徒の実態を踏まえて検討してください)1回2時間の配置のため保護者連絡等の対応も可能。 <p><連絡先>CEC アソシエーツ 電話 200-0747 (10時～16時)</p>

8 教職員に関すること

- **教職員自身の健康にも配慮**し、引き続き**感染拡大防止の対応**を実施してください。

(1) 基本的な考え方

- ・校内の会議や研修に際しては、時間短縮、分散、会場の工夫等の感染症拡大防止措置を講じた上で実施してください。
- ・教育委員会が所管する会議や研修に関しては、原則中止または延期とする。ただし、実施が不可欠なものについては、時間短縮、分散、会場の工夫等の感染症拡大防止措置を講じた上で実施することができる。

(2) 総合教育センターの研修・会議等の実施等について

- ・希望研修に関しては、8月31日までの希望研修の実施については、未定または中止とする。未定の希望研修については、詳細が決定次第、SAINS-WEBに掲載する。

掲載場所：SAINS-WEB トップページ

→「研究・研修関係」（左側の緑のボタン）→「研修関係」

→「■8月31日までの希望研修の予定」

(3) 勤務に関すること

①基本的な考え方

学校再開に合わせて、通常の勤務とする。

②留意すべき事項

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした教職員に関する措置は次のとおりであり、措置の期限は当面の間継続とします。措置の期限については、改めて通知します。

	措置の名称	備考
1	通勤時における混雑緩和に向けた時差勤務 (3月4日付け31川教職企第239号)	
2	特別休暇1号等の適用 (3月9日付け31川教職人第1719号)	健康観察については、項番6「5月15日付け教職員課事務連絡」を参照
3	海外渡航教職員の服務取扱い (3月31日付け31川教職人第1790号)	
4	重症化の懸念等がある職員の在宅勤務 (4月10日付け2川教庶第74号)	
5	自家用車等を使用した通勤に係る考え方 (4月15日付け2川教庶第91号)	
6	特別休暇1号の取扱い等 (5月15日付け教職員課事務連絡)	

9 部活動等に関すること

- 教育課程における教育活動全般が概ね円滑に実施されることを、部活動再開の前提条件とし、**当面の間、活動を休止**します。
- 部活動については、6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開する方向で検討しており、具体的には、活動の留意点とともに**別途通知**します。

※神奈川県中学校総合体育大会川崎ブロック大会の実施については、陸上競技及び駅伝以外の種目は中止の見込みです。それに伴い、同大会川崎ブロック大会の実施については検討中です。

※川崎市中学校総合体育大会の実施については、検討中です。

※川崎市吹奏楽コンクールは中止が決定しています。

10 学校施設開放に関すること

- 学校施設開放については、これまで利用を中止しておりますが、学校再開後の状況を把握した上で、施設開放を行っていく必要があることから、引き続き、**当面の間、利用中止**とします。
- なお、学校施設開放の再開の時期については、**今後の状況を踏まえ、別途連絡**します。

1 1 「児童生徒の居場所」及び「わくわくプラザ」 について

- 「児童生徒の居場所」については、学校再開に伴い、**実施しませんが、第1・第2段階において、止むを得ない事情がある場合には、特別教室等を利用して児童生徒の見守り**を行ってください。
- 「わくわくプラザ」利用予定の小学校児童への対応については、段階的登校の実施期間における、**「わくわくプラザ」の開設時間**については、現在（5月22日時点）、所管課と**調整中ですが**、現時点では、**授業終了後から13時まで、対象児童を学校で活動させることを想定**したプランを作成してください。

川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

編集：川崎市教育委員会事務局

教育政策室

学校教育部指導課

学校教育部健康教育課

健康給食推進室

職員部教職員人事課

総合教育センター カリキュラムセンター

教育相談センター

生涯学習部生涯学習推進課



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市